

猪間驥一と1920年代の巡回産婆事業

和田 み き 子

目	次
はじめに	IV 東京市のその他の事業
I 保健衛生調査会の建議	V 妊産婦保護事業の終焉
II 都市の妊産婦保護事業	おわりに
III 猪間驥一の分析と提言	

はじめに

日本では、戦前の1920年代、都市を中心に、主として貧困層の家庭を対象とした、様々な形態の妊産婦保護事業（今日の母子保健活動に相当）が展開されていた。

その事業は、経営主体も、都市から各種事業団体まで多岐にわたり、また内容も、出産費の給与、委託産婆（嘱託産婆）、巡回産婆、妊産婦健康相談、無料産院等、多様性に富んだものだった。とくに、巡回産婆という制度は、産婆が各家庭を訪問して出産の介助に当たるという、この時代特有の社会事業であり、妊産婦への出産準備教育、保健衛生教育という側面も担っていた。

こうした妊産婦保護事業は、どのような背景のもとに始められ、どのような成果を上げたのか。本稿は、当時、東京市政調査会の研究員として調査研究活動を行っていた、猪間驥一の広汎かつ詳細な報告をたどりながら、ひとりの若き経済学者が、この事業に何を託していたのか、明らかにしようとするものである。

なお、これは、第4回河上肇賞の奨励賞受賞論文「1920年代の都市における巡回産婆事業——経済学者、猪間驥一の調査研究を通して——」の前半部分を使用してまとめたものである。

I 保健衛生調査会の建議

1910年代の前半まで150台～160台で推移していた日本の乳児死亡率（出生1000対）が、後半に入ると180台にまで上昇する。中都市より大都市の状況が悪く、東京市では、1911年～1916年の内閣統計で、150台～170台と比較的良好であったが、大阪市では200を超えていたといわれている。

1916年、こうした事態を受けて、内務省衛生局に保健衛生調査会が設置され、妊産婦保護、乳幼児保護を目的とした事業の実施が検討されることになる。ヨーロッパでは、この時期、乳児死

亡率が速やかな改善を見せていただけない、非常な危機感をもって受けとめられたのである。

1920年9月14日、内務省保健衛生調査会総会において、児童及び妊産婦の健康増進に関して、「差し当たり実行すべき事項」が決定され、内務大臣に建議される¹⁾。

「児童及妊産婦健康の増進に関する件」の15項目に及ぶ建議は、それぞれ、1. 産院の設置、2. 産院に付設する巡回産婆、巡回看護婦、3. 産院に付設する産婆養成機関、4. 産院に付設する妊婦相談所、5. 都市における育児相談所の設置、6. 妊婦相談所に付設する巡回訪問員、7. 産院、育児相談所他に設置する育児用牛乳供給所、8. 都市における乳児保育所の設置、9. 乳児保育所に付設する保育婦養成機関、10. 都市における児童遊園の設置、11. 産婆のいない地方における公設産婆の設置、12. 児童週間の実施または児童衛生展覧会の開催による児童保健衛生思想の普及、13. 児童の保健衛生上参考となるポスターの全国各小学校、幼稚園における掲示、14. 育児知識の普及を図るための通俗児童読本の編纂、15. 各項に示された私的施設に対する国費、公費による助成という、妊産婦保護事業構想の要点を示したものである。

これに触発されて、1920年代、全国の都市部、そして農村部にも妊産婦保護事業がくり広げられていく。

その中には、無料産院、巡回産婆事業など、地方自治体のものから民間のものまで、様々な団体が主体となった多種多様な活動があった。東京市では、1923年の関東大震災直後に救済事業として始まったもの、あるいは市立病産院や社会事業施設の新設等、後藤新平市長の帝都復興都市計画に組み入れられたものもあった。

II 都市の妊産婦保護事業

1920年、東京市長に就任した後藤新平は、1922年、私設の調査研究機関、東京市政調査会を設立する。

1925年、東京市政調査会の研究員となった猪間驥一は、機関誌『都市問題』に、「神戸市の巡回産婆事業」²⁾ (1926)、「名古屋静岡の巡回産婆施設」³⁾ (1927)、「各地に於ける日本赤十字社の妊産婦保護事業」⁴⁾ (1927) 等、妊産婦保護事業に関するレポートを次々に発表していた。これらが、1928年、『都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査』⁵⁾ としてまとめられる。

猪間のレポートを要約すると、妊産婦保護事業は次のように広がっていたようである。

1) 灘尾弘吉「妊産婦保護事業に就て」『市町村雑誌』388号、1926年、382-387頁

2) 猪間驥一「神戸市の巡回産婆事業」『都市問題』第3巻第5号（11月）、1926年、175-180頁

3) 猪間驥一「名古屋静岡の巡回産婆施設」『都市問題』第4巻第1号（1月）、1927年、148-153頁

4) 猪間驥一「各地に於ける日本赤十字社の妊産婦保護事業」『都市問題』第4巻第4号（4月）、1927年、169-172頁

5) 東京市政調査会『都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査』1928年（執筆：猪間驥一）

1 各都市の妊産婦保護事業

(1) 東 京 市

a. 市設産院

東京市は、築地産院（1924）、浅草産院（1925）、深川産院（1927）の3ヵ所の無料産院を設けており、これを社会局の所管として、市内貧困者の妊産婦保護を行っている。

築地産院は、大震災後、聖路加国際病院再建の際、同病院で不用となった構内の仮建築を東京市が買収して開設したもので、木造平屋建て、乳児院を付設して、昼夜、乳児の哺育を行っている。妊産婦室、乳児室の他、診察室、手術室、牛乳調理室の設備があるが、聖路加病院と廊下続きになっているので、設備の利用について同病院の支援を得ることが多かった。

浅草産院は、震災後、この種の施設の必要に迫られて、東京市が借地して建てたもので、木造2階建て、階下に事務室、診察室、分娩室、手術室、隔離室等を設け、階上を妊産婦収容室、および乳児院としている。医務は慶應義塾大学医学部に嘱託し、諸器具薬品等も、市が極度に費用を切り詰めている結果として、しばしば同大学病院の物を融通してもらう有様になっている。なお慶應義塾大学医学部は年2回、有資格者産婆を募集して、6ヵ月の講習を行なっているが、浅草産院はその実習場として使われている。

この産院はまったくの仮建築で、設備は築地産院に及ばない。その寝台も当初、東京市が築地産院に使用するためにこしらえたのであったが、聖路加病院がこのような粗末なものは、同院にとって不体裁になるからと搬入を拒んだのを、ここに流用したものだという。

深川産院は、震災前、土地を買収して建設に着手し、1923年頃に開設されるはずのところ、関東大震災のため頓挫し、一時工事を中止していたが、その後、竣工して、事業の開始に至った。鉄筋コンクリート2階建て、階下を事務室、診察室、分娩室等に当て、階上を妊産婦収容室として、エレベーターで上下する。

新設の深川産院は、設備が完全であるだけに、設立費が巨額に達している。ここで働く医師に対して、東京市は若干の心付け以外にほとんど支払いをしていないが、それでも受益者一人当りの費用は軽減していないという。

b. 日本赤十字社産院

社会事業団体の中で、妊産婦保護を最も大規模に行なっているのは赤十字社である。

日本赤十字社は、1921年、産院規則を設け、1922年、下渋谷に産院を開設し、貧困者の助産を開始した。他に乳児収容の設備もある。原則として無料であり、空床があるときは、減額支払いや実費支払いの者を収容することになっているが、産院利用者が増加するにつれて、有料自費の者がしだいに増えている。

同産院には内務省規定の産婆講習所が付設されており、無試験検定の産婆を養成しているが、分娩の件数が多く、とくに異常出産を取扱う技術練習所として評判が高く、すでに資格を有する産婆の中にも入所を希望する者が多かったといわれる。

c. 賛育会産院

東京市内で、妊産婦保護事業を中心に、社会事業に最も精力的な活動を展開しているのが、東京市本所区の賛育会産院である。財団法人組織として、産院の他に病院を持ち、住宅を管理し、産婆学校を開き、消費組合の本部となり、精米所を経営している。

この事業は、1918年3月、東京帝国大学学生基督教青年会の有志、法科、医科の数名の学生によって創立されたものである。婦人小児の保健・保護・救療を目的とするもので、事業の中心を助産に置き、産院を設け、これを基礎にして、婦人小児の疾病治療、育児相談、授産、日用品の供給、講演会、慰安会の開催等を行ない、貧困者の家庭を訪問して、それぞれの家庭の置かれている状況を把握した上での指導に努めている。

当初、地域の人々になかなか認知されなかったのを、噂好きのおばさんたちを組織して、宣伝部隊として活用するような工夫も行なっている。

d. 恩寵財団済生会の無料助産

済生会は一般的施療を目的とし、妊産婦保護を活動の中心とするのではないが、貧困者の出産は他の疾病同様、無料で取扱っている。芝区赤羽町の本院及び麹町区富士見町分院がある。

同会の事業として特色あるのは、上記の病院における救護よりむしろ巡回看護班の活動である。妊産婦保護は其中でも重要な位置を占め、助産の数も少なくなかった。

e. 東京日日無料助産

大阪毎日新聞社は、1911年、財団法人大阪毎日慈善団という社会事業団体を設立し、大阪市内外の巡回診療班による無料診療を行なっていたが、1922年、これを拡張し、東京日日新聞社他16ヵ所の支部を設置して、事業を行なうことになった。大阪市、東京市では、無料助産も実施している。

活動の形態は、東京市及び近郊町村の産婆100名を嘱託にしておき、これらの産婆のもとに方面委員（現在の民生委員に相当）や警察署等から紹介されて、産婆報酬が支払えない貧困者が助産を依頼に来たときは、これを無料で取り扱い、1回について5円の報酬が慈善団から嘱託産婆に支払われるというものである。

(2) 大 阪 市

a. 市立産院

大阪市には、保健局所管の下に、本庄産院（1920）、天王寺産院（1921）より移転した今宮産院（1926年）、阿波堀産院（1923）の3ヵ所の産院がある。これらの産院は主として篤志家の寄付によって創設されたもので、東京市のものより古い沿革をもっていた。

産院の取り扱いは原則として無料であるが、産婆会等から、それ相当の料金を取るべきという旨の苦情が出て、1922年以後、有料取り扱いも始めている。

本庄産院には産婆講習所が付設され、内務大臣指定の無試験検定産婆講習所として、毎年30名の産婆を養成している。

大阪市では、巡回産婆、巡回看護婦の活動は行なっていない。乳児院が2ヵ所あるが、東京市

のように産院には付設せず、独立の施設として設置されている。なお昼夜哺育は行っていない。

b. 大阪毎日無料助産

大阪毎日新聞慈善団は、1911年、同紙の発刊1万号を記念して誕生した。その創設以来、最も主要な事業は巡回診療である。医師、薬剤師、看護婦等は、大阪医科大学に嘱託して、出張診療を依頼しているが、その他に慈善団専属の医師が2名、薬剤師、看護婦数名が常置しており、病院船「毎日丸」に市中の川筋を巡回させ、一定期間、川岸に繋留して診療を行なっている。

同団はまた1914年以来、大阪市内外の妊産婦保護事業を開始し、東京日日無料助産と同様の方法で無料助産を実施しているが、1923年以後は、巡回訪問をして、産後の育児法の指導も行なっている。

(3) 神戸市

六大都市の中で、巡回産婆事業に先鞭をつけたのが神戸市であり、1922年より、貧困者を対象に、この事業を開始した。

当初は市内を4区に分け、各1名の産婆を配置して、無料助産の業務に当らせたが、助産希望者が多く、またそれぞれの担当地域が広すぎるため、翌年度には産婆3名を増員し、市内を7区域に分けなおして事業を継続している。

巡回産婆は自宅に、「市設無料巡回産婆」の看板をかけ、日々、受け持ち区域の依頼者の家を巡回し、一週間に一度、月曜日に市役所社会課に出頭して前週の報告をし、衛生材料等の補給を受ける。

助産依頼の申し込みは、最寄りの巡回産婆に直接口頭でもって行なう者が最も多いが、電話や葉書での申し込みも可能で、他に、市の社会課、警察、衛生組合事務所等でも、気軽に取り次いでくれることになっている。

依頼者は出産直前になって申し込む者も少なくはないが、通常は妊娠5ヶ月くらいの者が多く、これらの妊婦に対して巡回産婆は1ヵ月2回位の回診をし、臨月になれば3回位の回診と手当てをする。

出産の際には、連絡があれば、すぐに産家に赴き、分娩一切の処置を行ない、また産後は1週間、産褥婦を回診し、産後処置をするとともに、男児には5日間、女児には6日間（臍が落ちない場合は落ちるまで）沐浴して、乳児哺育の指導をする。また、難産後のものや産後の経過が不良の者は、全治するまで回診する。

(4) 名古屋市

名古屋市では、1925年、巡回産婆事業を開始した。同市の巡回産婆は、神戸市のように各地区の産婆を任命し、各家庭を訪問して任務に当らせるのではなく、任命された産婆3名を、同市経営の矢場診療所に寄宿させて、ここを中心として、依頼に応じて巡回助産をすると同時に、診療所を訪れる妊婦に対して、その診療と相談に応じていた。

矢場診療所は名古屋市の中央にあり、県庁、市役所も近く、交通の便もいいが、貧しい妊産婦の住む地域からはかなり隔たったところにあるのが難点だった。

(5) 横 浜 市

横浜市は、関東大震災後、産院を設置していたが、1925年、これを廃止し、以降は、同市の隣保館（現在の公民館に相当）に妊婦相談部を設け、規模を縮小して、妊産婦保護事業を実施している。その内の第三隣保館では、専任の産婆を置き、巡回助産に当たらせている。

横浜市には、この他、1927年に神奈川県産婆会が設けた無料産院があって、貧困者の出産介助を行なっている。

(6) 京 都 市

京都市には、日本赤十字社京都支部が1921年、同支部建物内に妊産婦保護部を設けている。

また、私立の京都産院が、1891年より無料助産を取り扱っている。

(7) 静 岡 市

静岡市では、1922年より、巡回産婆施設を置いている。最初は産婆1名だけであったが、1924年度からは、さらに1名増員し、1926年度に至っては、別に巡回看護婦を加えている。

巡回産婆、巡回看護婦は毎朝市役所に出勤し、報告事務処理をした後、分担を決めて市中を巡回することになっている。狭い都市なので、名古屋市のように駐在箇所が遠いというような問題は生じていない。

これは静岡市の巡回産婆が出産介助を主眼とせず（極貧者のみ対応）、注意・指導をなし簡単な処置を行なうことを目的としているためである。とくに力を入れているのが、乳児の哺育に関する指導で、出生届が市役所に届けられると、すぐに巡回産婆が訪問し、母児に異常がないかをチェックし、必要時はケアをなし、乳児哺育の指導事項を記したパンフレットを手渡している。

(8) 門 司 市

a. 愛国婦人会産院

この産院は同地における愛国婦人会の会員の熱心な奔走により、1922年に、建設費9,000円を投じて開設されたもので、10名の妊産婦を収容、場合によっては往診出張助産も行なっていた。

b. 門司港自衛組合産院

猪間の調査によって網羅された産院の中でもユニークなものとして、門司港自衛組合産院がある。

これは同港在住の舩乗組船員によって1924年に設立されたもので、その収入の主なものは、会員の拠出であったが、さらに船内掃除によって回収された廃品を組合の責任で売却して得られた収入も、これに当てられたという。

その開設にともなう案内書が、同産院の施設と労働者の状態を伝えるものとして、紹介されている。

「皆サン、舩船ノ中デオ産スルノハ、不便ニアリ危険ニアリ、又航海モ休ミマスカラ、第一相互ノ損ニナリ、尚船主及ビ問屋ニモ迷惑ヲ掛ケマスカラ、本組合ニテハ早クカラ産院ノ設立ヲ考ヘテ居マシタ所、今回旧門司三丁目（元三光寺跡）ニ適當ノ家屋ヲ借り受ケ、色々設備ヲ加ヘ、来ル十一日ノ紀元節ヨリ開院致シマスカラ、船内又ハ陸上ノ住宅ニテ、オ産ニ

オ困リノ御方ハ遠慮ナクドシシ御使用下サイ、右院産（ママ）ハ至極日当リモヨク、又眺望モヨイ所デアリマスカラ、自分ノ船ガ六番浜カラ出船スルノヲ眺メナガラ、赤チヤンモ亦安タト生レ出ルト謂フ様ナ、誠ニ氣持ノヨイオ産所デアリマス、左ニ図面ヲ示シテ御案内致シマス。」⁶⁾

産院といっても普通の民家の部屋を貸すだけで、分娩のための特別の人員や設備があるわけでもなく、出産の際には、各自が市中から産婆を呼ぶことになっている。しかし、船中にて生活する舩船労働者夫婦にとっては極めて喜ばしい施設であり、臨月近くなると一家を挙げてここに転居してきて、昼は父親は心置きなく仕事に出かけ、夜は家族がそろって団欒することができたという。

2 妊産婦保護事業の評価

以上、1920年代の妊産婦保護事業の実施状況を概観したが、猪間は、この事業を、次のように総括している⁷⁾。

救済方法としては、出産費の給与、委託産婆、妊産婦健康相談所、産院、巡回産婆等が主だったものである。

出産費の給与は、正しい使われ方をするかという問題、手続き上の問題、財源上の問題等が生じて、満足な結果が得られない可能性が大きい。

委託産婆（囑託産婆）は、出産介助を開業産婆に委託して、その費用を事業の経営者が支払うという方法であるが、これは、妊産婦が必ず産婆にかかることは保証されるが、反面、産婆が支払いを得られなかった出産について、損失を回収する手段として利用される恐れもある。

妊産婦健康相談所は、出産介助ではなく、相談による教育的効果を期待するものであり、イギリス等の例のように、やり方によっては大きな効果を上げるものであるが、この施設のみでは妊産婦保護事業は完結しえない。また、相談のために施設を訪れる習慣も日本では一般化しておらず、やはり、家庭を訪問して相談に応じるという巡回産婆、巡回看護婦の活動が望まれる。

産院は、都市の妊産婦保護事業の中心をなすものであり、産科の医師、産婆、助産諸設備を完備した衛生的な施設でなければならない。と同時に、貧困層の妊産婦を相手とする社会事業としての側面を考えるなら、その建物と出産という機会を利用して、多くの衛生的、経済的、道徳的指導がここでなされなければならない。東京市賛育会産院の活動が一つのモデルとなりうる。また、東京市の浅草産院がすでに実施しているように、こうした産院が、産婆の再教育機関としても有意義な活動を行なうことが期待される。

巡回産婆については、すでに述べられているが、妊産婦の中には、年上の幼児を持ち、家庭の雑事がある、産院に長く入院することが困難な者も多い。こうしたところにも巡回産婆の必要

6) 前掲5), 153頁

7) 前掲5), 176-213頁

が生まれる。若干の都市においてすでに実施されている例では、通常の産婆同様、助産と出産後に何回かの児の沐浴をすれば、それでこと足れりとするものが見られるが、真の意味での都市社会事業の担い手としての巡回産婆には、さらに多くの任務が求められる。

巡回産婆の活動で、もう一つ重要な点は、その根拠地（センター）としての産院の必要性である。産院は、助産希望者の収容施設、難産者の搬送場所であるのみでなく、巡回産婆の必要材料の供給所、休憩所、講習を受ける場所、観察記録の保管所としての機能も発揮する。その意味でも、産院と巡回産婆の一体となった活動が大いに期待される。

事業の経営主体は、都市自身が行なうもの、私立団体の行なうものが混在しているというのが実情である。しかし、中小都市においては、ほとんどが私立団体の経営に任せられ、都市の経営でいい成績を上げているのは、東京、大阪、神戸、名古屋、静岡に限られているといつてよい。それ以外には、官公私立病院の貧困者無料助産、医師産婆の学校養成所等にて学生生徒の実習を条件に、助産を無料で行なう等の例が少数見られる程度である。

社会事業団体が行なうものには、極めて好成績を上げているものもあるが、こうした団体が必然的に遭遇するのが、経費の窮乏である。そこでこれを一歩進めたのが、都市公営になる社会事業というものである。ここに国や府県が費用の負担者として加わるという考え方もあるが、都市の特定地域における事業に、中央政府や地方庁が介入し、広範囲から徴収された租税を投入するということには考慮の余地がある。

となると、本来の事業の主体者、経営者は、都市自身であるべきということになる。その上で、都市自身の手の及ばないところに対しては補助金を出して、これを監督する機能を持つことが必要である。

「妊産婦保護事業は、単に嬰兒を産ましめるだけの施設ではない。それは一歩進める良き社会状態を生ましめる施設であり、また、あらねばならない」⁸⁾と、猪間はこの報告書を結んでいる。

III 猪間驥一の分析と提言

猪間は、妊産婦保護事業の分析から、2つの重要な結論を導き出す。

1. 妊産婦保護事業の中で、産婆が大きな役割を果たしうること。
2. 「多産」の現在、やがてくる「少産」の時代にも、最重要かつ有効な政策は、「少死」策であること。

これらについて、以下に説明を加える。

1 なぜ、産婆が重要なのか

(1) 月別乳児死亡率の分析

経済・統計学者、猪間ならではと思われるのが、人口統計を使った分析である。

8) 前掲5), 226頁

猪間は、調査研究活動の当初より、日本の人口統計の不備を痛感していた。

例えば、1926年、「最近諸外国並に本邦都市の乳児死亡率」⁹⁾の中で、日本の人口統計に乳児死亡率は示されているものの、月別の乳児死亡率を算出するためのデータがないことを嘆いている。月別のデータがなければ、乳児である一年間の中でも、どんな季節に、日齢・月齢がどのくらいの時期に亡くなったのかわからず、死亡の原因も特定できないのである。

ただ、警視庁では1920年以来、管内の乳幼児死亡調査を行ない、月別の数も発表している（ただし、内閣統計局が発表するものとは総数が大幅に違っていただようであるが）、猪間は、それを用いて、東京市の月別の乳児死亡率を算出して、諸外国の都市のそれと比較検討するのである。

翌年の「六大都市及び全国早期乳児死亡の推移」¹⁰⁾には、地域によって、統計がやや整備されてきたようで、月別のデータをもとに、日本の乳児死亡率を分析している。

そして、一年の中でも、1ヵ月以内の死亡が都市より地方において多いこと、したがって、地方には産婆の数を増やさなければならないのは当然ながら、だからといって、短絡的に都市には充分な数の産婆がいるとは結論づけられないこと、生後5日以内の死亡を見ると、都市、地方ともに多いことから、都市においてもやはり、産婆がさらに必要なことを強調するのである。この産後の5日間に、産婦を訪問してケアを行なうのが、産婆だからである。

(2) 産婆制度等からの分析

猪間は、こうした活動において産婆の果たす役割について、次のように語っている。

「分娩に際して助産介補を行ひ、産前産後一切の処置をし、妊産婦を指導して母体と嬰兒の健全を得しめるものは、産婆である。妊産婦保護の国家的施設と云ひ、社会事業と云ふも、その目的を達する具体的手段の担当者たるものは、結局、産婆である。妊産婦保護の目的は、此の産婆を適当に活動せしむる事に依つてのみ達せられるのである。」¹¹⁾

産婆の質をよくするための産婆資格制度の整備も訴えていた。

当時、産婆規則に定められた、産婆資格を得るための方法は、主として2種類あり、その一つが、内務大臣の指定した学校または講習所を卒業することであった。このカリキュラムには、修身の課目が含まれており、猪間は、ここに、こうした事業の掲げる思想を吹き込んで、巡回産婆のような活動者の育成に役立てることを提言している。

1922年から1925年までの間に、産婆総数は、38,000名から48,000名へと増加しているが、この内、学校または講習所を卒業した者が占める割合は、2.0%から4.5%へと拡大している。とくに1925年になって、2.0%台から4.0%台へ跳ね上がっている。とはいっても、全体から見れば、この数はわずかであった。

産婆資格を得るためのもう一つの方法は、産婆試験に合格することであった。試験を受けて産

9) 猪間驥一「最近諸外国並に本邦都市の乳児死亡率」『都市問題』第3巻第6号（12月）、1926年、117-127頁

10) 猪間驥一「六大都市及び全国早期乳児死亡の推移」『都市問題』第4巻第3号（3月）、1927年、145-151頁

11) 前掲5）、36頁

産婆資格を取得した者の割合は、同年間に、73.9%から70.9%へと下降しているが、それでも大多数の者が、この方法を選択していることが見て取れる。

猪間は、産婆資格取得志願者が年々増加する中で、そのレベルを下げないために、全国統一試験の必要性を訴えた。

産婆試験は、出題の難易度、採点の厳格さ等、地方によってバラツキがあり、問題がやさしく採点の甘い地方で受験しようとする者が出てくる。開催日のズレを利用して、何ヵ所かで受験する者も相当数あり、これが産婆の技術水準を落とすことになりかねないというのである（こうした事実も、統計データより導き出している）。

有資格者を対象とした研修制度の実施等、現実に即した提言も行なっていた。若くして資格だけを得た者が、十分な実地の経験もなく、開業しているという状況を憂えてのことである。この時代、病院に勤務する産婆はほんの一握りで、他の大多数は開業を急ぎ、安い料金で（ときには無料）出産の介助をすることで経験を積もうとしていたという。これは、すでに開業している産婆にとっては迷惑千万な話で、不必要な競争が起こり、産婆会の協定報酬料金がくずされる恐れがあると猪間は指摘している。

産婆に対する実地指導は、単に無経験者に対してのみ必要なのではなく、長年開業している者にも必要であるとする。産婆に関する学問も技術も、日進月歩であり、最新の情報や技術を知らない開業産婆も多いからだという。今日の卒後教育に相当する制度の必要性について語っているのである。

彼はまた、産婆の一営業者としての側面にも目を向け、開業産婆の生計をおびやかさない、事業の対象者（妊産婦）の適正な範囲を、貧困層の実態や、産婆の人数や報酬・収入等を分析することによって、割り出していた。

開業産婆の仕事を奪うことの無い適性な妊産婦保護数の計算をするのに、彼は、イギリスのレーン・クーポンの研究を援用している。産婆一人が1ヵ月間に介助しうる分娩数を、イギリスと日本の状況の違いを勘案した上で、20件と算出するのである。そして、その結果、当時、実施されていた妊産婦保護事業の範囲が、開業産婆の職を奪うことはないという結論を導き出すのである。

2 なぜ、乳児死亡率を下げるのが重要か

この時代は、「人口食糧問題喧しく、不景気は深刻を極め、生活難就職難の声高く、失業者道途に溢る、」¹²⁾ ような状況であった。

人々の間には、人口がこれ以上増えないことを希望する気持ちが強く、乳児死亡率の高いことは、むしろ人口増加を抑止する効果があるとして、歓迎される傾向さえあった。「妊産婦保護、乳幼児保護は、病弱児を後年の負担において生き残らせる不要の策」と、口にはしないまでも信じている者が、知識人の中にも相当数、見受けられたという。

12) 前掲5)、220-221頁

これが誤解であることを、猪間は、乳児死亡率研究の権威である、G. ニューマンや H. アシュビーの言説を踏まえ、統計的見方を示しながら説いた。

- ① 人口増加を憂える人々は、人口が、妊産婦死亡率、乳幼児死亡率の高さによって調節されることのみに着目して、乳児死亡率が、社会的害悪及び不衛生状態の指標であることを見逃していること。妊産婦、乳幼児を死亡させる原因が、幼児、少年、青年層をも害う原因となって、国民の体質を低下させ、結局は、社会的負担を増すものになることを理解していないこと。
- ② 妊産婦や乳幼児が死亡することによって受ける打撃への考慮。家族の精神的なものを別として、単に金銭的な計算をしても、一家の生計、社会全体の費用の総計において、莫大な損失となること。妊娠による婦人の労働力の減少、分娩産褥の費用、出産から死亡までの養育費、これらはすべて、その乳児が成長した後の労働によって返却されるのを期待された、投資と見ることができる。それが、返却されることなしに、無に帰してしまうのである。
- ③ 乳児を失った母親は、哺育を継続する母親より、比較的速やかに、次子を生むという事実を見逃すべきではないこと（母乳育児を継続することが、一種の避妊効果になっているということ）。
- ④ 欧米のように出生が少なくなれば、死亡する乳児も自然に少なくなるという誤解があること。出生率は人口千に対する出生の割合であるが、乳児死亡率は出生千に対する乳児死亡の割合である。他の条件が同じであれば、出生の割合が減れば、乳児死亡の数は減ずるであろうが、乳児死亡率はそのままの高さにとどまること。乳児死亡率を減ずるとは、出生率のいかにかわらず、その出生児中の死亡する者の割合を低下させることであって、これは意識的な努力なしには望めないこと。

以上のような理由により、乳児死亡率の低下、それを目的とした妊産婦保護、乳幼児保護の必要性は明らかであるとするのである。

猪間はまた、こうした施設の普及によって、一般にも衛生観念が発達し、欲望の増進とともに貧困層の生活が向上するなら、結婚年齢の上昇（いわゆる「思慮なき結婚」の減少等）によって、出生率はしだいに減少するとの予測を、この時代すでに立てている。それは欧米先進国が等しく経験してきたところであり、日本にもその兆しが見えていと分析するのである。

IV 東京市のその他の事業

1 牛乳無料配給事業¹³⁾¹⁴⁾

東京市では、妊産婦保護事業の他に、乳幼児保護事業の一つとして、牛乳無料配給事業が実施されていた。当時は、母親の母乳が出なかったり、不足したりする場合、ヨーロッパから取り入

13) 福本英男「東京市の牛乳配給事業」『都市問題』第3巻第3号（9月）、1926年、165-171頁

14) 猪間驥一「東京市の牛乳問題」『都市問題』第5巻第1号（7月）、1927年、142-146頁

れられた人工栄養法として、生の牛乳を稀釈して飲ませる方法が推奨されていたのである。

(1) ヨーロッパの良乳配給事業¹⁵⁾

乳児のためのミルクデポー（良乳配給所）は、1894年、フランスに初めて開設され、厳重な医学的管理の下に、消毒した牛乳を無料または安価にて供給することを目的にしていた。1899年、イギリスに輸入されて、その後、各地に広がったが、これらの施設では、牛乳を提供するのみで、乳幼児保護事業の主旨とする母乳奨励にそぐわない点もあって、多くが短期間のうちに閉鎖されることになった。

1892年、やはりフランスで、ビュダン博士により、乳幼児相談所が開設されている。これは、日を決めて、母親に連れてこられた乳児の体重を定期的に測定し、哺乳に関する指示を与えるというものであった。その好成績を見て、フランス国内に同様の施設が開設され、海を越えて、イギリスにも伝えられた。ここでは、できるだけ乳児の個性に合わせて牛乳を与えるように考えられ、定期的に体重を測定し、さらに、牛乳を配給する際に出された指示が守られているかどうか、保健婦を派遣して確かめていた。

20世紀初頭から、四半世紀の間に、乳児死亡率を半分に下げたイギリスの、こうした経験を取り入れようとしたのが、日本における牛乳配給事業である。

(2) 東京市の牛乳配給事業

1923年9月1日の関東大震災直後、内務省は、乳幼児の食糧を考慮して、40ヵ所あまりの急設の配給所で牛乳配給事業を開始した。これは、本来応急処置的な性格のものであったため、社会が秩序を取り戻したとき、内務省は、当初の目的は果たしたものとして、この事業の打ち切りを考えていた。

一方、東京市や大阪市のとくに産業労働者の多いところでは、乳児死亡率が著しく高く、その直接的原因である栄養不足を改善するために、震災前より、対応策が検討されていた。

そこで、事業の重要性に着眼した東京市社会局がこれを引き受け、そのまま継続したのである。

配給に要する牛乳は東京畜産組合より消毒済みのものを購入し、築地産院において検査を経た上、自動車により各配給所に配付するという仕組みである。

震災直後は、配給所数は40数ヵ所に上っていたが、だんだん規模が縮小されていき、1926年5月現在、配給所は5ヵ所となっていた。

各配給所では、乳幼児はあらかじめ医師の診察を受けて、配給牛乳量が決められる。そして、午前午後2回配送されてくる牛乳の配給を受ける。事業開始当初は、無償にて配給を行っていたが、1926年当時は、1合に付3銭を徴収するようになっていた。

(3) 牛疫隠蔽事件と事業の廃止

1927年の5月、三河島鳥獣類化製所において、警視庁の家畜防疫技手が炭疽病の牛の屍を発見する。そして、その搾乳業者に業務の中止を命じ、搾乳済みの分は廃棄処分にし、大がかりな消

15) 猪間驥一「乳幼児及母性保護事業の意義と英国に於ける其の発達」『都市問題』第4巻第6号（6月）、1927年、32-71頁

毒が指示される。

ところが、これに対して搾乳業者側が、伝染病研究所の獣医に委託して、その死牛が炭疽病ではないという診断書を作成して抗議したことから、この事件が、単なる牛疫の発覚にとどまらず、複雑な背景の上に成立したものであることが明らかになっていく。牛乳搾乳業者と一部の獣医が結託して不正を行っていたことが露見するのである。

さらに取調べが進むに連れて、彼らは牛の中に結核に冒されたものがあったとしても、これを隠蔽し、ひそかにツベルクリン注射を行なって、報告せずにいたことが暴露された。同時に試験材料に使った斃死牛を肉類販売者に払い下げて、市中に売り出していた関係者らが摘発されるのである。

その後、取締規則の改正、搾乳場の遠隔地移動（地価の高騰する市の隣接地に、乳牛を詰め込んで行っていた飼育法を改めるため）等が実施に移され、販売業者の組合が牛乳市場を開設するなど、様々な改善が行なわれたが、市民からの存続希望の声も空しく、この事業は、あえなく廃止となってしまうのである。

乳児死亡率を下げるには、母乳栄養法に頼るだけでは不十分で、人工栄養法として、安全な牛乳の提供が必要条件であることを理解する人々にとって、これは落胆すべき出来事であったと思われる。猪間のレポートは、東京市の措置に再検討を促すものでもあった。

2 産児制限施設案¹⁶⁾

(1) 馬島憐が紹介した避妊法¹⁷⁾¹⁸⁾

日本の産児制限運動は、1922年の、サンガー夫人の来日を契機として始まり、加藤静枝ら婦人運動家や山本宣治ら社会主義者によって広められたとされている。

このとき、産児制限の担い手たちはどのような避妊法を推奨していたのだろうか。ペッサリーだと思われるのではないだろうか。

ところが、サンガー夫人は来日時、官憲の阻止によって避妊法を紹介することができなかったのである。また1920年代にペッサリー等の避妊法が普及していたという事実もなかったのである。それどころか、日本の婦人運動家の中には、後にペッサリーを目にしたとき、拒絶感を示した者もいたのだという。

それでは、この時代、具体的な避妊法を紹介した者はいなかったのか。実はいたのであり、それが馬島憐（ゆたか）という医師だったのである。

馬島は、賀川豊彦に共鳴して、神戸の「貧民街」でボランティア活動を行っていたが、実効ある避妊法を見出せずに、困り果てていた。

そこで、サンガー夫人が来日するのと入れ替わるようにアメリカに渡り、情報を得ようとするが、性に関する事柄を規制するコムストック法にさえぎられて、目的を果たすことができなかった

16) 猪間驥一「東京市産児制限後聞」『都市問題』第10巻第2号（2月）、1930年、92頁

17) 馬島 憐「産調運動の今昔」『統計』1952年8月号、1952年、18-22頁

18) 馬島 憐「激動を生きた男——遺稿・馬島憐自伝——」日本家族計画協会、1971年

た。そこで、そのままヨーロッパに渡るのである。

ヨーロッパで、彼は三つの避妊法の情報を得ている（厳密には、そのうちの一つは初期中絶法である）。ペッサリー法、子宮内異物装置法、ヨーチン法である。

帰国して、関東大震災後の救援活動のために上京した彼は、自分で改良したペッサリーを製造して広めようとしたが、期待したほど普及させることはできなかったようである。反対に、危険なものとして警告していた子宮内異物装置法は、関東では避妊ピン、関西では銀冠が広まり、太田典礼をリングの開発に向かわせるのである。

また、ヨードチンキを子宮内に注入して中絶させるヨーチン法は、ドイツの薬剤師が開発したもので、馬島自身は避妊法でないことから次善の策としていたのであるが、それを伝授した人物が、注入器付きのヨード剤を売り出し、人気を博したとされている。

こうした活動に注目した東京市の助役、白上祐吉が、市に産児制限相談の施設をつくろうとしたのが、ことの起こりである。

（2）産児制限施設案の発表

1929年10月、東京市は産児制限施設案を提出する。そのニュースは、異常なセンセーションを巻き起こしたという。

その計画というのは、市内8ヵ所にある健康相談所に多産制限相談係を設け、① 産児制限の正しい知識と方法を教示し、② 市内の方面委員（現在の民生委員に相当）が貧困家庭で多産に悩むものを発見した場合は相談所に紹介するよう指示を出すというもので、すでに、③ 産児制限の具体的な方法について保健技術者に比較研究を実施させているというのである。

この計画内容が新聞紙上に発表されるやいなや、東京市内はおろか、全国的な反響が巻き起こり、市当局の机上には、賛否両論の投書が山を築いたという。

ところが、11月に入って、内務省及び警視庁等から横槍が入る。絶対確実で安全な制限方法が、まだ発見されていないという技術上の反対意見と、このようなことを市当局が大っぴらに行なうのはいかなものかという旨の保守的意見に阻まれてしまう。

そして、ついに、全市方面委員（現在の民生委員）に対して、東京市白上助役の名前で「多産に悩む細民階級の産児制限要望者ありたる場合には、市立病院に其の旨を伝えて紹介の労を執られたし」という通知状を発送するという穏便な方法により、結末を告げることになるのである。

（3）産児制限施設案その後

興味深いのは、計画中止の通知がされた後の余波である。

猪間によれば、その後も、産児制限の方法を学びたいという希望者からの要望が連綿として絶えなかったという。東京市の社会局宛もしくは白上助役個人宛に寄せられた手紙、葉書による希望者の数だけでも、3ヵ月で合計169名に及んでいる。

差出人は男性女性がほぼ同数で、筆跡や文面から察するに、多くが貧困層の家庭の者と認められるが、そのいずれもが、多産による経済的困苦、出生児の病弱、母体の危険、家庭の混乱を訴えており、新聞に報道された東京市の計画を「神の助け」と思い、「自分たちを助けると思って」、

方法を教示してもらえないかと切望しているのである。

その差出地は、日本内地はもちろん、北海道、台湾、朝鮮からのものも少なくなく、はるかアメリカのカリフォルニア州から来ているものもある。これらに対して、東京市は、「目下慎重に調査研究中有之未だ実施致さず候間御承知相成度候」（目下慎重に調査研究しているところであり、まだ実施の段階ではないので、御承知おきください：筆者註）と謄写版刷りの素気ない返事をしているだけである。

また東京市のこの計画を聞いて、宮城県、高知市、松山市その他の地方町村の当局から教示方法、器具薬品等に関して照会してくる例も増えているが、これには「本市施設を通じてのみ個々に直接に取扱うものの外部からの要求に応じることがむずかしい」との旨を回答している。

それでも、市の社会局へは直接、教示を求めて出頭する者が日々数人を数えるという状況が続いていた。これらに対しては人事相談所でいったん応接して、然るべきものは児童健康相談所（とくに社会民衆党所属の市議員馬島憐が主任医を嘱託されている玉姫相談所）へ回し、ここで教示を行なっている。ところが、ここへ詰めかける者もしだいに多くなり、短時間ではさばききれないということになって、同相談所の係から社会局へ向け苦情が出ている有様であった。

猪間は、この取り組みについて、「計画通り実現しなかつた点から見れば、事は失敗に終つたと言つて差支へ無いかも知れない。併し実際の所は、其後、事を表面に現さないだけにして、積極的運動にならぬ様に注意しつつ、其の方面の仕事を開始しているのである」¹⁹⁾と、発案者の意気込み、また、人々への実質的な啓蒙効果を評価している。

そして、この報告を、「要するに東京市の産児制限教示の施設は事柄が事柄だけに公然とは行へないが、時世の必要に促されて、着々具体化しつつある実状である。」²⁰⁾と微妙なニュアンスを込めて締めくくっているのである。

雑誌一ページの短い報告であるが、馬島らを中心として、産児制限の思想・運動を広めるのではなく、避妊方法を人々の間に広めようとする試みがあったこと、また猪間の関心もそこにあったことは、確認しておく必要があるだろう。

V 妊産婦保護事業の終焉

1920年代を通して、少しずつ広がりを見せ、将来への期待が大きかった妊産婦保護事業であったが、1920年代の末頃から急に事業の打ち切り、縮小のニュースが届き始める。

1 妊産婦保護事業の廃止²¹⁾

名古屋市と静岡市が、1928年3月末をもって、巡回産婆を廃止することになった。名古屋市で

19) 前掲16), 92頁

20) 前掲16), 92頁

21) 猪間驥一「妊産婦保護事業と住宅保護事業——諸都市における其廃止と起業」『都市問題』第6巻ノ

は、代りに貧困層の妊産婦には分娩費を給付することにし、静岡市では、開業産婆の圧力に屈して、巡回看護婦だけを残して事業は取りやめになった。静岡市の場合は、従来、事業が拡大しつつあるのに助産の件数が少ないことが、猪間によって指摘されていたが、実はこういう事情があったのである。

1928年の時点では、反対に、呉市のように市営産院の設置を計画しているところ、富山市のように巡回産婆を開始したところ、徳島市のように診療所を増築して、産婦人科を独立させたところもあり、仙台市では、小児保健所、妊産婦預かり所の計画まであったという。

ところが、国立保健医療科学研究所蔵貴重書に残されている『救療事業網』（1933）には、これら新しい計画の痕跡が記されていないのである。猪間の妊産婦保護事業に関するレポートも、その後、書かれることはなかったのである。

2 事業消滅の理由

この事業がなぜ消滅したのか。

従来、この時代の社会事業を扱った研究では、こうした活動は、軍国主義化に伴う出産奨励策に取り込まれたとされるのが通例であった。ところが、出産奨励策が講じられるのは、一般に信じられているよりやや遅く、1938年の人口増加が、それまでの100万人から30万人に落ち込むという事態を受けてからのことであった。一方、日本で、まだ人口過剰が取りざたされていた1920年代末頃には、妊産婦保護事業、とくに巡回産婆事業は、ほとんど消滅していたのである。

巡回産婆事業の背景には、19世紀末、東京帝大に産婆学校を創設した浜田玄達や、ドイツ留学から帰国後、緒方病院内に助産婦教育所を開設した緒方正清らによる産婆教育の本格化、それによって誕生した新しい産婆の存在があると思われる。それでも、前述したように、こうした教育を受けた産婆は、20年を経ても、全体から見ればまだそれほど多くはなかった。

猪間が期待したのは、専門的な技術、知識をもった産婆たちによる、人々の生活習慣まで改めるような、啓蒙活動であっただろう。

ただ、経費の面から考えれば、猪間が計算したように効率のいい事業のはずであったが、ケアのみの仕事に比べて手間がかかること、使命感を持った人材の確保が必要なことなどから、一朝一夕にその態勢を作り上げるというわけにはいかなかったであろう。

私設の事業については、志はあっても、つねに資金繰りの難しさがつきまとう。また、同業者の理解を得るのも容易ではなかったようである。

となると、こうした事業は、分娩費の給与というような安易な方向へ流れがちである。そして、お役所の窓口における給付は、利用者に二の足を踏ませるものでもある。

「そもそも社会事業経営ははなはだ困難なものである」という猪間の指摘が、筆者には、もっとも射ているもののように思われる。

1929年には世界大恐慌、1930年には昭和恐慌が起こる。それが事業の衰退に追い打ちをかけた

ことも考えられるであろう。

こうした奉仕的な事業が日本に根づくには、戦後の経済成長を背景にした生活水準の向上と、社会成員のモラル面での成熟を待たなければならなかったということではないだろうか。

お わ り に

1920年には、165.7という高い値を示していた乳児死亡率（出生1000対）が、1925年の時点で、142.4に下がり、1930年には124.1になっている。この後も、1935年に106.7、1940年には90.0まで下がり、戦前に2桁台を達成していることになる。

こうした乳児死亡率の低下に対して、全国各地で各様に取り組みされた、妊産婦保護事業、乳幼児保護事業の果たした役割が非常に大きいものであったことは間違いないだろう。

1920年代の半ば、東京市政調査会の研究員となった猪間驥一は、いまだ統計が整備されていなかった日本において、新しい統計学の様々な方法を駆使して、これら事業の調査・分析・政策提案を行っていた。この調査研究が、事業の実施と同時進行して行われていたことは注目に値するだろう。

1916年に、エレン・ケイの『児童の世紀』²²⁾が翻訳出版され、不健全な子供を作ると言われる結婚は罪悪とするような言説が、日本にも広まっていた。母となる女性の労働を禁止し、また、遺伝病者（精神病者、性病患者、癲癇患者等を含んでいた）や結核患者、アルコール中毒者等の結婚・出産を認めないとするような強い主張が、一方にはあった。

猪間の、衛生思想の普及活動や生活指導等の教育活動をもってすれば、人の資質は変えうとする考え方は、これとは対極にあるものといってよい。しかも、その活動を産婆が担えるというのである。

また当時は、弱い種は自然淘汰されて、強い種が生き残ることが民族の素質をよくするという、いわゆる優生思想が、識者の間でも、根強く支持されていた。中には、乳児死亡率が高いことが、人口過剰の抑止効果になるとする者もいたとされる。

これに対し猪間は、乳児死亡率が、社会的諸悪、不衛生状態の指標であること、それがひいては、国民の体質を低下させることを示してみせるのである。そして、人口が過剰な時代にあっても、重要なのは、人口の増加を抑えるのではなく、生れた子供を死なせないで育て上げること、つまり乳児死亡率を減少させることであると主張したのである。こうした考え方は、日本においては特異とさえいえるものであった。

妊産婦保護事業は、1920年代が過ぎ去るとともに、衰退へと向かう。猪間の「乳児死亡率」への関心は、この後、上田貞次郎が率いるところの日本経済研究会（通称、背広ゼミナール）に参加して、1930年代を通して本格的な人口問題研究に取り組むという形で継続されていく。

1937年の日中戦争開始以後、日本は準戦時体制に入り、「産めよ殖やせよ」という掛け声の下、

22) エレン・ケイ／原田実訳『児童の世紀』大同出版、1916年

出産奨励策が取られるようになるが、国立人口問題研究所の参与となった上田貞次郎は、講演・論文等の中で、常に「病ますな育てよ」という標語を並置し、出産奨励より、さらに優先すべき課題として掲げていた。

ここには、「多産でも少産でも、重要なのは、乳児死亡率を下げることである」とする、猪間驥一の1920年代の妊産婦保護事業研究の成果も、大きく反映されていると思われる。

各都市の妊産婦保護事業（猪間驥一作成）

経営主体	産 院	保 護 所	巡回産婆	委託産婆又は無料助産
都 市	東 京 3 大 阪 3	宇治山田	神 戸 名古屋 横 浜 静 岡 尾 道	室 蘭 仙 台 八王子 甲 府 鹿 児 島
日本赤十字社	東 京 1 金 澤 1 大 分 1 大 阪 1 名 古 屋 1 熊 本 1	京 都 長 崎 盛 岡 和歌山 松 山 宇和島 今 治	広 島 福 山	
愛国婦人会	門 司 1			各地支部
社会事業団体	東 京 1		尼 崎 明 石 姫 路 岡 山	東 京 大 阪
医 師 会 産 婆 会 衛 生 会 等	旭 川 横 浜 岡 山 福 岡 秋 田 松 山	盛 岡		小 樽 大 津 和歌山
そ の 他	門 司 福 川 島 越			

(受付 2009年1月9日)